

## 保 証 規 定

1. 取扱説明書、本体添付ラベル等の注意書に基づくお客様の正常なご使用状態のもとで保証期間内に万一故障した場合、無料にて故障箇所を当宮城県電機商業組合所定の方法で修理させていただきます。本保証書券をご準備の上、取扱販売店又は宮城県電機商業組合加盟組合員店にお電話いただき、修理の手続きをお取りください。  
修理の際にご使用する部品は、良好に作動する部品とし、交換した部品の一部は再生利用します。その際交換した部品は返却いたしませんので、ご了承願います。なお、本製品のハードウェア一部品の修理に限らせていただきます。機能障害に関しては、本保証の対象ではありません。記載された内容の変化、消失等につきましては、いかなる場合も保証致しかねます。
2. 本製品の故障又はその起因によって生じた直接、間接の財物の損害または身体障害・その他の損害に関しては当電機商業組合はその責任を一切負わないものとします。
3. メーカー保証を含めての保証期間となります。尚、メーカー保証期間中は、メーカー保証が優先されます。又保証期間とは、製造打切りから補修用部品の最低保有期間内です。
4. 修理回数は基本的に無制限ですが、保証する修理費用は累計限度額を購入金額の 1/2 とさせていただきます。
5. 次のような場合には、保証期間中でも有料修理になります。
  - (1)本保証書のご提示がない場合。
  - (2)本保証書にメーカー名、商品名又は型式、および製造番号、購入年月日および取扱販売店名と印のない場合、または字句を書き替えられた場合。
  - (3)お客様による輸送、移動時の落下、衝撃等、お客様の取り扱いが適正でないために生じた故障、損傷した場合。
  - (4)お客様によるご使用上の誤りあるいは不当な修理や改造による故障及び損傷した場合。
  - (5)火災、塩害、ガス害、地震、落雷および風水害、その他の天災地変、あるいは異常電圧、気象、公害などのあらゆる外部要因に起因する故障及び損傷した場合。
  - (6)本製品に接続している機器、及び消耗品に起因する故障及び損傷した場合。
  - (7)正常なご使用方法でも消耗部品が自然消耗、磨耗、劣化により生じた故障及び損傷の場合。
  - (8)本製品の譲渡、贈呈等での変更使用による故障及び損傷した場合。
  - (9)国外及び離島に準ずる遠隔地への本品移動を行った場合、及び業務目的に利用した場合。
  - (10)宮城県電機商業組合加盟店以外で修理した場合。
6. この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。従ってこの保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間終了後の修理などについては、有料となりますので、お買上げの販売店又は宮城県電機商業組合事務局にお問合せください。
7. 保証期間終了後の修理については有料となりますので、お買上げの販売店にお問合せください。
8. 本保証書は宮城県電機商業組合加盟店においてのみ有効です。
9. 本保証書の再発行はいたしませんので大切に保管してください。
10. 保証期間中にお買上げの販売店が宮城県電機商業組合加盟店でなくなった場合、保証期間終了まで他の宮城県電機商業組合加盟店が責任を持って修理保証をいたします。宮城県電機商業組合事務局にお問合せください。
11. 保証期間終了時点、中途解約時点で本保証契約は無効となります。保証期間中に本製品の故障が無く修理をされなかった場合、また、修理費用の累計額が保証限度額内で保証金額の残額がある場合においても、保証料の返還は一切いたしませんのでご了承ください。  
長期修理保証の対象となる商品、修理内容等は裏面「別表」に記載しております。なお、対象商品は国内メーカーの商品に限らせていただきます。